

松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

JAL 松山—伊丹線の旅行商品の造成やマスメディアを活用したプロモーション等を展開し、松山—伊丹線の利用促進を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務名 : 松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務
- (2) 期間 : 契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで
- (3) 内容 : 松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務仕様書のとおり
- (4) 提案限度額 : 1,400 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

次に掲げる条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、国または愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 銀行当座取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 航空運送事業又は航空機使用事業の許可業者以外であること。

4 スケジュール予定

- (1) 公募開始 : 令和6年7月29日（月）
- (2) 参加申込書 : 令和6年8月5日（月）
- (3) 企画提案書提出期限 : 令和6年8月19日（月）

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、参加申込書（様式1）及び会社概要（任意様式）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により「10 問い合わせ先・提出先」へ提出。

(2) 提出期限及び提出先

令和6年8月5日（月）17時15分まで（必着）

「10 問い合わせ先・提出先」まで持参、郵送又はメールにて提出。

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限までに、辞退届（様式2）を提出。

6 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式3） 1部

イ 企画提案書（様式指定なし） 6部（正本1部、副本5部）

ウ 見積書（様式指定なし） 6部（正本1部、副本5部）

ただし、企画提案書は10ページ以内とする。（表紙は除く）

(2) 企画提案書等の作成方法

ア 形式

原則として、A4判を基本とし、パワーポイントで作成すること。横書きで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。

イ 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

- ・宛名： 松山空港利用促進協議会 会長 中村時広
- ・標題： 令和6年度松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務
- ・提出年月日
- ・責任者及び事務担当者の氏名・連絡先

ウ 内容

- ・旅行商品については、具体的な方面や行程など、可能な範囲で記載すること。
- ・旅行商品やPR方法が効果的である裏付け材料を具体的に記載すること。
- ・可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。
- ・法人の組織図及び人員体制、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務内容を記載すること。
- ・類似業務の実績がある場合は記載すること。
- ・KPIを設定すること。

エ 見積書

消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(3) 提出期限及び提出先

・令和6年8月19日（月）17時15分まで（必着）

・提出先は「10 問い合わせ先・提出先」まで持参又は郵送とする。併せて、メールでもデータ提出すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示

する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとする。

7 委託先候補者の選定

- (1) 企画提案の結果については、書面審査を経て、文書で提案者に通知する。
- (2) 別表1「審査基準」に定める審査項目について、公募型プロポーザル選考委員会で審査を行い、事業者を選定する。複数者の合計点が同じ場合は、「提案内容」の合計点が高い者を選定し、「提案内容」の合計点が同じ場合は、委員長が選定する。
委員の合計点の平均が60点未満の者については契約せず、再度公募を実施する。
- (3) 審査内容については公表しない。審査結果についても異議申し立ては認めない。

8 委託契約

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託者が委託先候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、委託者と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (4) 別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準ずることとする。

9 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先候補者選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

10 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

松山空港利用促進協議会

(事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課
航空政策室空港・国内航空振興グループ)

T E L : 089-912-2252

F A X : 089-912-2489

メールアドレス：koukuseisaku@pref.ehime.lg.jp (所属)

別表1 審査基準

○審査基準

審査項目	内 容	配点
提案内容	・ 事業目的を理解した提案となっているか。	10
	・ 提案は、具体性、妥当性、実現可能性を伴った内容となっているか。	10
	・ 広告媒体等を通じた PR 手法について、旅行商品の集客実績向上に質する効果的な提案となっているか。	25
	・ 本取組を通じ、本事業終了後も搭乗者が増加する高い波及効果が見込まれる提案となっているか。	25
	・ KPI 設定は妥当か。また、設定の考え方やエビデンスが十分説明できているか。	10
業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に実施できる組織体制になっているか。 ・ スケジュールに無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。 ・ 業務期間中において PDCA サイクルを回すことによる事業の改善が適切に盛り込まれているか。 	10
同種、類似業務実績、専門知識	・ 同種、類似の業務の実績、業務を遂行するための必要十分な知識・知見を有し、業務の確実かつ効果的な履行が期待できるか。	5
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費は適切なものとなっているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。 	5